省令

○厚生労働省令第六十九号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令

（有機溶剤中毒予防規則の一部改正）

第一条　有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（掲示）	（掲示）
第二十四条　（略）	**第二十四条**　（略）
（削る）	2　前項各号に掲げる事項の内容及び掲示方法は、厚生労働大臣が別に定める。

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第二条　特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（掲示） **第三十八条の三**　事業者は、特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業場には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。 一　特定化学物質の名称 二　特定化学物質により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状 三　特定化学物質の取扱い上の注意事項 四　次条に規定する作業場（次号に掲げる場所を除く。）にあつては、使用すべき保護具 五　次に掲げる場所にあつては、有効な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具 イ　第六条の二第一項の許可に係る作業場（同項の濃度の測定を行うときに限る。） ロ　（略） ハ　第二十二条第一項第十号の規定により、労働者に必要な保護具を使用させる作業場 ニ　第二十二条の二第一項第六号の規定により、労働者に必要な保護具を使用させる作業場 ホ～リ　（略） ヌ　第四十四条第三項の規定により、労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させる作業場 （作業の記録） **第三十八条の四**　事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の三に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。 一　特別管理物質の名称 二　特別管理物質により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状 三　特別管理物質の取扱い上の注意事項 四　使用すべき保護具 五　次に掲げる場所にあつては、有効な保護具を使用しなければならない旨 （新設） イ　（略） （新設） ロ～ヘ　（略） ト　第三十八条の二十一第七項の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる作業場 （新設） （作業の記録） **第三十八条の四**　事業者は、特別管理物質を製造し、又は取り扱う作業場において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存するものとする。	（掲示） **第三十八条の三**　事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の三に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。 一　特定化学物質の名称 二　特定化学物質により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状 三　特定化学物質の取扱い上の注意事項 四　次条に規定する作業場（次号に掲げる場所を除く。）にあつては、使用すべき保護具 五　次に掲げる場所にあつては、有効な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具 イ　第六条の二第一項の許可に係る作業場（同項の濃度の測定を行うときに限る。） ロ　（略） ハ　第二十二条第一項第十号の規定により、労働者に必要な保護具を使用させる作業場 ニ　第二十二条の二第一項第六号の規定により、労働者に必要な保護具を使用させる作業場 ホ～リ　（略） ヌ　第四十四条第三項の規定により、労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させる作業場 （作業の記録） **第三十八条の四**　事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一